

くらしの窓口

# 家屋などの新築・解体についてのお願い



## 新築・増改築

家屋などの新築・増改築を行なった場合、町民税務課税務係で現地調査確認をさせていただくことになっております。

新築の家屋調査の場合、入居される前の家屋調査をご希望方が多くおられます。

入居前の調査をご希望の場合は、完成予定の2週間前までご連絡をお願いいたします。

## 家屋の解体や名義変更

家屋の取り壊しや、未登記の家屋の名義変更を行なう場合は【家屋異動申告書】を提出いただいております。

取り壊しの場合、12月31日まで行なった家屋については来年度固定資産税が課税されません。

※ご不明な点は役場町民税務課税務係までお問い合わせください。電話 52-2111（内線 242～244）

お詫び

本年5月にお知らせいたしました【税・使用料等納期限一覧】に記載いたしました町県民税の口座振替日を誤って記載しておりましたので修正お願いいたします。

町県民税4期 12月22日→12月20日

※ 11月の納期は11月30日です。（固定資産税・国保・介護・後期高齢）  
口座振替は11月25日です。納期内納付をお願いいたします。